令和8年度からの特定教育・保育施設等の移行等に必要な手続等について（令和7年度手続等）募集概要

分類		必要な手続	スケジュール						
			提出期限			8月下旬	9月中旬	令和8年3月まで	**令和8年4月1日**
			令和7年6月6日（金）（事前協議）	7月4日（金）（書類提出締切り）	7月16日（水）（書類提出締切り）				
			・認可（認定）添付書類※ **・確認申請の添付書類※** ※ 事前協議に係るもののみ	**・認可（認定）申請書** **・認可（認定）添付書類※** ※ 修正、差替え等後の完成書類	**・確認申請書** **・確認申請の添付書類※** ※ 修正、差替え等後の完成書類				
移行	幼保連携型認定こども園	**認可・確認**	○	○	○	社会福祉審議会児童福祉専門分科会 子ども・子育て支援会議保育所・幼稚園等部会	認可内定・利用定員（案）決定	施設整備等	認可・確認 移行・変更
	幼保連携型以外の認定こども園	**認定・確認**	○	○	○				
	新制度の幼稚園（幼稚園（私学助成）のみ）	**確認**	○ 一部添付書類のみ	－	○				
変更	定員変更（定員増）	**変更（認可・認定・確認）**	○ 一部添付書類のみ	－	○				
	定員変更（定員減）	**変更（認可・認定・確認）**	○ 一部添付書類のみ	－	○				

【注意事項】

1 施設類型の変更がなく、定員の増減を行わない場合（保育所 → 保育所（定員変更なし）等）、手続は不要です。

2 令和8年度からの移行・変更に伴う施設整備に対する助成はありません。

3 令和8年4月1日からの移行・変更に限ります。

4 書類提出締切り（修正、差替え等後の完成書類）を過ぎた場合は、受理いたしかねますので注意してください。

申請対象

幼保連携型認定こども園（移行）	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項に規定する基準を満たすほか、次を満たすもの ・社会福祉法人又は学校法人が設置する施設 ・保育所又は幼稚園の認可を受けている施設 ・0歳の定員を6人以上を設定
幼保連携型以外の認定こども園（移行）	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第5項に規定する基準を満たすほか、次を満たすもの ・保育所又は幼稚園の認可を受けている施設